

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新潟地域振興局において縦覧に供する。

平成24年10月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成24年10月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新潟NPO協会

3 代表者の氏名

渡邊 信子

4 主たる事務所の所在地

新潟市中央区上所二丁目2番2号新潟ユニゾンプラザ1階

5 定款に記載された目的

この法人は、新潟県の民間非営利組織を中心とした構成員相互の協力と資源の相互活用を通じて、非営利活動の基盤を強化する事業を行い、以って市民が主体となった、より幸せを感じられる社会の実現に貢献することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事務所) 第2条 (略)</p> <p>2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を新潟県<u>佐渡市</u>に置く</p> <p>(職務) 第12条 <u>代表理事と副代表理事は</u>、この法人を代表し、その業務を<u>総理</u>する。</p> <p>(権能) 第18条 (略)</p> <p>(1) 事業計画および<u>活動</u>予算ならびにその変更 (2) ～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(招集) 第20条 (略)</p> <p>2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した<u>通知を</u>書面または電磁的方法をもって、開会日の2週間前までに発して行わなければならない。</p> <p>3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面または電磁的方法をもって、通知を、開会日の1週間前までに発して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合には、この限りではない。</p>	<p>(事務所) 第2条 (略)</p> <p>2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を新潟県<u>長岡市</u>に置く</p> <p>(職務) 第12条 <u>代表理事は</u>、この法人を代表し、その業務を<u>統轄</u>する。</p> <p>(権能) 第18条 (略)</p> <p>(1) 事業計画および<u>収支</u>予算ならびにその変更 (2) ～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(招集) 第20条 (略)</p> <p>2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した<u>通知を</u>、開会日の2週間前までに発して行わなければならない。</p> <p>3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面または<u>ファックス、電子メール</u>をもって、通知を、開会日の1週間前までに発して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合には、この限りではない。</p>

4 (略)

(書面表決等)

第24条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、又は出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面また電磁的方法をもって表決することができる。

3 (略)

(書面等による議決)

第25条 代表理事は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面または電磁的方法により賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(事業計画及び活動予算)

第31条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定による事業計画および活動予算は、その事業年度開始後最初の総会の議決を経なければならない。

3 総会で事業計画および活動予算の変更が議決された場合は、その変更の方針にしたがって、総会終了後速やかに、代表理事が事業計画および活動予算を変更し、理事会の議決を経るものとする。ただし、その場合、総会での再度の議決を必要としないものとする。

4 代表理事は、前項の変更された事業計画および活動予算は、その事業年度終了後の総会に報告することとする。

5 本法人は、第2項の総会の承認を得るまでの間は、第18条第1項の規定に関わらず、本条第1項の理事会が議決した事業計画および活動予算をもって、事業を行うものとする。

6 第1項に規定した事業計画および活動予算の変更は、総会の議決を経て行う。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書（以下「事業報告書等」という。）は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を経なければならない。

2 (略)

(定款の変更)

4 (略)

(書面表決等)

第24条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 (略)

(書面等による議決)

第25条 代表理事は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックスにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定による事業計画および収支予算は、その事業年度開始後最初の総会の議決を経なければならない。

3 総会で事業計画および収支予算の変更が議決された場合は、その変更の方針にしたがって、総会終了後速やかに、代表理事が事業計画および収支予算を変更し、理事会の議決を経るものとする。ただし、その場合、総会での再度の議決を必要としないものとする。

4 代表理事は、前項の変更された事業計画および収支予算は、その事業年度終了後の総会に報告することとする。

5 本法人は、第2項の総会の承認を得るまでの間は、第18条第1項の規定に関わらず、本条第1項の理事会が議決した事業計画および収支予算をもって、事業を行うものとする。

6 第1項に規定した事業計画および収支予算の変更は、総会の議決を経て行う。

(事業報告及び収支決算)

第32条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書（以下「事業報告書等」という。）は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を経なければならない。

2 (略)

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

第36条 この定款は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項に係わる定款の変更を除き所轄庁の認証を得なければ変更することができない。